

10.利益相反取引、競業取引

10-1.規制の対象

(1)利益衝突と会社法

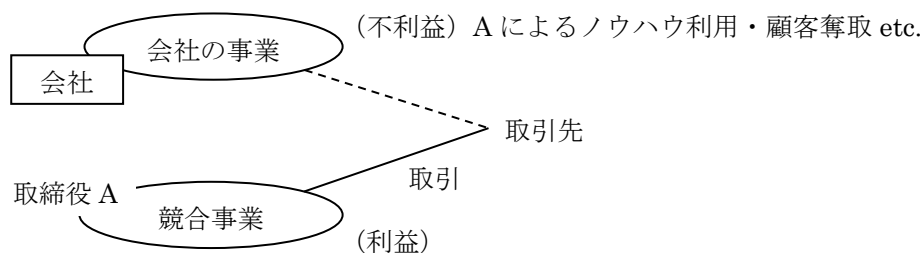
利益衝突

=取締役が会社の利益を犠牲にして自己の利益を図る危険が高い場面→会社 356・361

他の法律の場合（民 108・826 など）

(2)競業取引

(a)意義（会社 356 I ①）



(b)規定の解釈

・株式会社の事業の部類に属する取引

=会社が行っている事業、または、準備をしている事業と、取引先が競合する事業において、取引をすること

事例 10-a 競業取引その 1 [テキスト Case4-14]

パンの製造・販売を業とする P 会社の取締役 A は、①パンの製造・販売を業とする Q 会社の取締役になった。また、②P 会社の定款には、会社の目的として「調理器具の製造・販売」も記載されているが、そのような事業を P 会社が行う予定はないため、A は、自分でそのような事業を始めた。さらに、③P 会社が、来年には出版事業に乗り出す予定で、すでにその準備を進めているにもかかわらず、A は、自分でそのような事業を始めた。

①：競合事業を行う会社の取締役への就任

②：定款所定の事業目的

③：会社が準備を開始している事業

・自己又は第三者のために

=自己または第三者に取引の損益を帰属させる（自己または第三者の計算で）（計算説）

事例 10-b 競業取引その 2

パンの製造・販売を業とする P 会社の取締役 A は、パンの製造・販売を業とする R 会社を設立し、その株式を 100%保有している。しかし、A は R 会社の取締役にはならなかった。R 会社は、パンを製造し、販売した（A 以外の者が R 会社を代表）。R 会社は、これらの取引によって 5000 万円の利益を得た。

東京地判昭 56・3・26 判時 1015-27

(c)従業員の内抜き [テキスト 4 章 7 節 **3** **3**(5)]

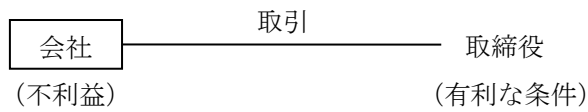
事例 10-c 従業員の引抜き

ソフトウェアの開発・販売を業とする P 会社の取締役 A は、P 会社の取締役を辞任した後で、Q 会社を設立し、ソフトウェアの開発・販売を始めた。A は、P 会社の取締役を辞任する前に、P 会社のプログラマー数名に、自分の下で働かないかと勧誘し、P 会社を退職させた。

引抜行為はただちに忠実義務違反？

(3)利益相反取引

(a)直接取引（会社 356 I ②）



- ・自己又は第三者のために
 = 自己が相手方になるか第三者を代理・代表（自己または第三者の名で）（名義説）

事例 10-d 第三者のための直接取引 [テキスト Case4-12]

P 会社の取締役 A は、Q 会社の取締役でもある。P 会社を取締役 B が代表し、Q 会社を A が代表して、P・Q 間で売買契約を締結しようとしている。



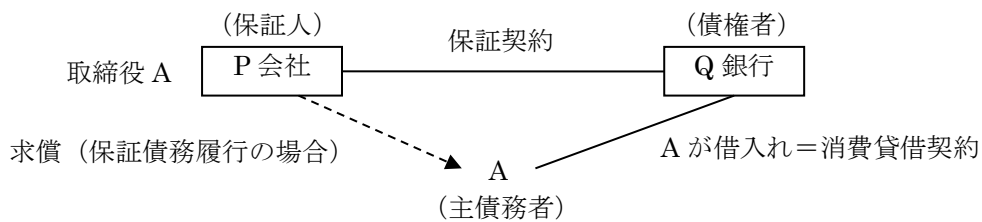
- ・ Q 社を A が代表→P 社から見れば？
- ・ P 社の方も B ではなく A が代表すれば？

(b)間接取引（会社 356 I ③）

株式会社が取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき

事例 10-e 間接取引 [テキスト Case4-13]

P 会社の取締役 A は、Q 銀行から金銭を借り入れた。P 会社は、Q 銀行と、A の当該貸金債務を保証する契約を締結した。これについて、A は、P 会社において承認を受けていない。



保証契約 (「債権総論」)

保証人は、主債務者がその債務を履行しないときに、履行をする責任を負う (民 446 I)

例: S が G から借入れ、B が保証人 → S が G に返済をしなければ、B が返済義務

保証契約 (民 446 II III) = 債権者 (G) と保証人 (B) の間の契約

B が保証債務を履行すれば? = 保証人 (B) は主債務者 (S) に求償可 (民 459・462)

保証契約 = 会社と取締役の契約ではない but 事例で A が返済をしなければ?

利益相反取引に関するその他の問題

・ 間接取引の範囲 [テキスト Column4-34]

= 会社 356 I ③ で例示されたもの以外にどこまでを含むのかについて、争いあり

・ 承認を要しない利益相反取引 [テキスト Column4-35]

= 形式的には利益相反取引に当たるが、会社の利益が害される危険がない場合 (取締役が会社と普通取引約款にもとづいて取引、取締役が会社は無利息・無担保で貸付け etc.) には、会社 356 は適用されず

10-2. 会社法で要求される手続

(1) 承認 (会社 356 I・365 I)

・ 特別利害関係取締役 (会社 369 II)

・ 包括承認

(2)取引後の報告 (会社 365 II)

(3)承認を受けない取引の効力

(a)競業取引

(b)利益相反取引

最大判昭 43・12・25 民集 22-13-3511

「取締役と会社との間に直接成立すべき利益相反する取引にあつては、会社は、当該取締役に対して、取締役会の承認を受けなかつたことを理由として、その行為の無効を主張し得ることは……当然であるが、会社以外の第三者と……した取引については、取引の安全の見地より、善意の第三者を保護する必要があるから、会社は、その取引について取締役会の承認を受けなかつたことのほか、相手方である第三者が悪意（その旨を知っていること）であることを主張し、立証して始めて、その無効をその相手方である第三者に主張し得るものと解するのが相当である。」

直接取引 ⇔ 間接取引：相対無効説（直接取引の転得者の場合も）

最判昭 48・12・11 民集 27-11-1529（第三者の側からの無効主張）

(4)利益衝突の開示 [テキスト 4 章 7 節 3 5]

10-3. 競業取引・利益相反取引と任務懈怠責任 [テキスト 4 章 7 節 4 2(4)]

任務懈怠責任 (会社 423 I) → 競業取引・利益相反取引の場合も

要件 (8-1(3)) = ① 任務懈怠、② 損害、③ 因果関係、④ 帰責事由

	任務懈怠		損害と因果関係	帰責事由
競業取引 (承認なし)	具体的な法令違反 → 任務懈怠	—	当該取引によって 取締役・第三者が 得た利益の額 → 損害の額と推定 (会社 423 II)	—
競業取引 (承認あり)	注意義務違反なら → 任務懈怠	—	—	—
利益相反取引 (承認なし)	具体的な法令違反 → 任務懈怠	会社に損害 → 取締役・執行 役の任務懈怠 の推定 (会社 423 III)	—	自己のために直 接取引をした取 締役・執行役 → 帰責事由がな いことをもっ て責任を免れ ることができ ず (会社 428)
利益相反取引 (承認あり)	注意義務違反なら → 任務懈怠		—	

法律上の推定 (「民事訴訟法」)

法律が「事実 A があれば事実 B があると推定する」と定めること
→ 事実 B についての証明責任を転換する意味がある

会社 423 III の場合 :

「第 356 条第 1 項第 2 号又は第 3 号…の取引によって株式会社に損害が生じたときは、次に掲げる取締役…は、その任務を怠ったものと推定する。」

事実 A = 利益相反取引によって会社に損害が生じた

事実 B = 取締役は任務を怠った

会社 423 I の原則では、責任を追及する側が任務懈怠について証明責任を負う

but 会社 423 III

責任を追及する側が利益相反取引によって会社に損害が生じたことを証明

→ 取締役が「任務懈怠がなかった」ことについて証明責任を負うことに